

「CDS運営委員会に関する規則」等の一部改正について

I. 改正趣旨

当社の業務執行体制の変更に伴い、CDS運営委員会に関する規則等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

- ・ 当社の業務執行体制の変更に伴い、CDS清算業務、金利スワップ取引清算業務及び国債店頭取引清算業務における運営委員会の事務局として当社から参加する者の定めについて、常勤取締役から執行役員に変更する。

(備 考)

- ・ CDS運営委員会に関する規則第11条
- ・ 金利スワップ運営委員会に関する規則第12条
- ・ 国債店頭取引運営委員会に関する規則第11条

III. 施行日

2019年4月1日から施行する。

以 上

CDS運営委員会に関する規則等の一部改正新旧対照表

目 次

| | (ページ) |
|--------------------------------|-------|
| 1. CDS運営委員会に関する規則の一部改正新旧対照表 | 2 |
| 2. 金利スワップ運営委員会に関する規則の一部改正新旧対照表 | 3 |
| 3. 国債店頭取引運営委員会に関する規則の一部改正新旧対照表 | 4 |

CDS 運営委員会に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(事務局)</p> <p>第 1 1 条 委員会の事務局は当社とし、当社の <u>執行役員</u> が事務局として参加するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。</p> | <p>(事務局)</p> <p>第 1 1 条 委員会の事務局は当社とし、当社の <u>常勤取締役</u> が事務局として参加するものとする。</p> <p>2 (略)</p> |

金利スワップ運営委員会に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(事務局)</p> <p>第12条 委員会の事務局は当社とし、当社の <u>執行役員</u>が事務局として参加するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成31年4月1日から 施行する。</p> | <p>(事務局)</p> <p>第12条 委員会の事務局は当社とし、当社の <u>常勤取締役</u>が事務局として参加するものとする。</p> <p>2 (略)</p> |

国債店頭取引運営委員会に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(事務局)</p> <p>第11条 委員会の事務局は当社とし、当社の <u>執行役員</u>が事務局として参加するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成31年4月1日から 施行する。</p> | <p>(事務局)</p> <p>第11条 委員会の事務局は当社とし、当社の <u>常勤取締役</u>が事務局として参加するものとする。</p> <p>2 (略)</p> |